

参考資料 漁場計画のイメージ（現行）

漁場計画（第二種共同漁業：小型定置網漁業）

1. 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
共第101号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	高島市鵜川地先	次の基点、ア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点 高島市鵜川にあるレストラン「スズラン」建物の北東角（北緯35度16分41.6秒，東経136度01分03.1秒） 控点 基点から51度（真方位をいう。以下同じ。）144mの地点 ア 基点から121度30分400mの点 イ ウから125度670mの点 ウ 控点から356度355mの地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。 漁具の延長は500m以内とすること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
共第102号	第二種共同漁業	小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで	高島市鵜川地先	次の基点、ア、イおよびウの各点を順次に結んだ線と湖岸線とによって囲まれた区域 基点 高島市鵜川下鷹尾にある国土地理院一等水準点（No.1318）（北緯35度16分04.4秒，東経135度59分40.5秒） 控点 基点から103度（真方位をいう。以下同じ。）41mの地点 ア 控点から146度380mの点 イ 控点から91度560mの点 ウ 控点から51度30分415mの地点	漁具は漁船の航行に配慮し設置すること。	大津市のうち旧志賀町の区域および高島市鵜川、勝野	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

参考資料 漁場計画のイメージ（現行）

漁場計画（第五種共同漁業：内水面）

1. 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号	免許の内容					制限または条件	関係地区	存続期間
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
内共第1号	第五種共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	1月1日から12月31日まで	大津市地先大石川筋	大津市大石龍門町地先にある通称大森の棚堰から上流の同町地先にある塩水橋の200m上流に設置している府県漁業協同組合境界標示板までの大石川	—	大津市田上稲津町、稲津一丁目～五丁目、黒津一丁目～五丁目、太子一丁目～二丁目、田上関津町、関津一丁目～六丁目、大石龍門町、大石龍門一丁目～六丁目、大石曾束町、大石曾束一丁目～五丁目、大石東町、大石東一丁目～七丁目、大石淀町、大石淀一丁目～三丁目、大石富川町、大石富川一丁目～四丁目	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
内共第2号	第五種共同漁業	にじます、あまご、いわな漁業	1月1日から12月31日まで	大津市地先信楽川筋	大津市大石東町字梅原にある河川管理境界標示板から上流の同市大石富川町地先にある通称尾越の棚までの信楽川および信楽川と加河川との合流点から奥加河橋直下にある奥加河井堰までの加河川	—	同上	平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

漁業権の種類

種類	内容	権利等保有者	期間	備考	
定置漁業権 ※本県に該当なし	漁具を定置して営む漁業であって、身網の設置場所が水深27メートル以上のもの（瀬戸内海の柵網、陸奥湾の柵網・落網は除く。）および北海道においてサケを主たる漁獲物とするもの。	経営者（直接当該漁業を営む者）	5年		
共同漁業権 （団体漁業権）	第一種	漁協または漁連	10年	⇒ 共同漁業権は一定の水面を共同に利用して一定の漁業を営む権利。 ⇒ 内水面における第五種共同漁業権は、増殖をする場合でなければ設定できない。 ⇒ 琵琶湖周辺の一部の内湖においては、増殖義務のない第五種共同漁業権が設定されており、活用漁業権がある場合にのみ切り替えが可能。	
	第二種				藻類、貝類、その他定着性水産物を目的とする漁業。 (例) しじみ、いけちょうがい、からすがい、たにし漁業
	第三種 ※許可漁業で対応				網漁具を移動しないよう敷設して営む漁業で定置漁業以外のもの。 (例) 小型定置網漁業、やな四手網漁業
	第四種 ※本県に該当なし				地びき網漁業 寄魚漁業、島付こぎ釣漁業
	第五種				内水面において営む漁業で、第一種共同漁業以外のもの。 (例) あゆ、にじます、あまご、いわな漁業。 こい、ふな、もろこそその他雑魚漁業。
区画漁業権 （団体漁業権・個別漁業権）	第一種	団体漁業権は漁協または漁連に免許 個別漁業権は当該漁業を営む者に直接免許	第1種の真珠養殖業および第2種は10年、ほかは5年	⇒ 区画漁業権は一定の区域内において養殖業を営む権利。 ⇒ このうち、真珠、真珠母貝、小割式、ひび建、藻類、カキ、地まき式貝類養殖業で、漁協または漁連が管理する漁業権を団体漁業権という。	
	第二種 ※本県に現行免許なし				一定の区域内で石、かわら、竹、木等を敷設して営む養殖業。 (例) 真珠養殖業、小割式魚類養殖業
	第三種 ※本県に該当なし				土、石、竹、木等により囲まれた一定の区域内で営む養殖業。 (例) 築堤式、網仕切り式養殖業、ため池養殖業
				一定の区域内で営む養殖業で、上記以外のもの。 (例) 地まき式養殖業	

滋賀県における免許漁業

第一種共同漁業

○しじみ漁業等

定着性水産物を目的とする漁業。



第一種区画漁業

一定の区域内で竹、木等を敷設して営む養殖業。

○小割式魚類養殖業
○真珠養殖業
○真珠母貝養殖業



第二種共同漁業

○小型定置網漁業 ○やな漁業

網漁具を移動しないよう敷設して営む漁業。



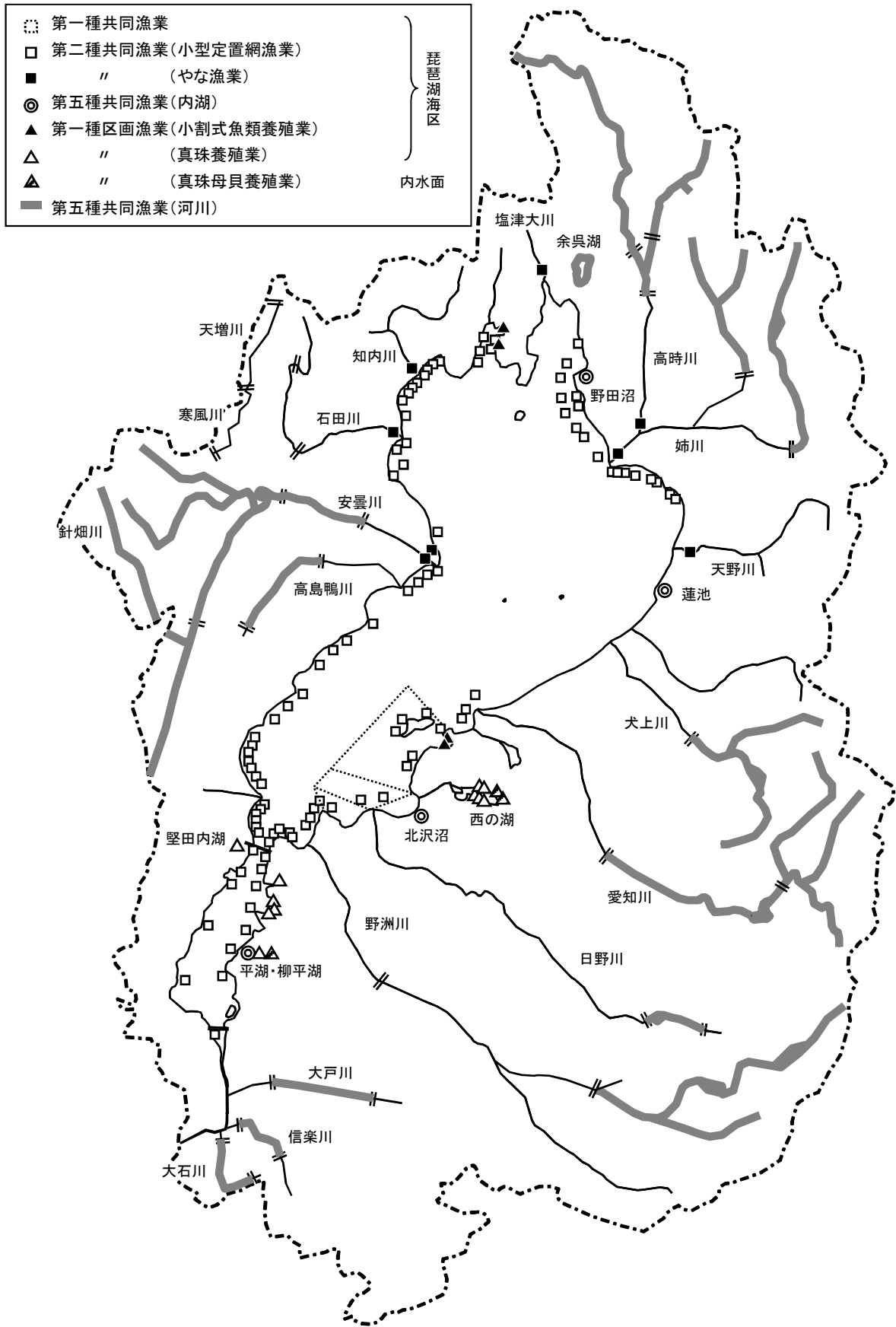
第五種共同漁業

○こい、ふな、もろこその他雑魚漁業等(琵琶湖周辺の内湖)
○あゆ、あまご、いわな漁業等(河川) ○わかさぎ漁業等(余呉湖)

内水面において営む漁業で、第一種共同漁業以外のもの。



滋賀県における免許漁業の漁場位置図（R4.8.1現在）

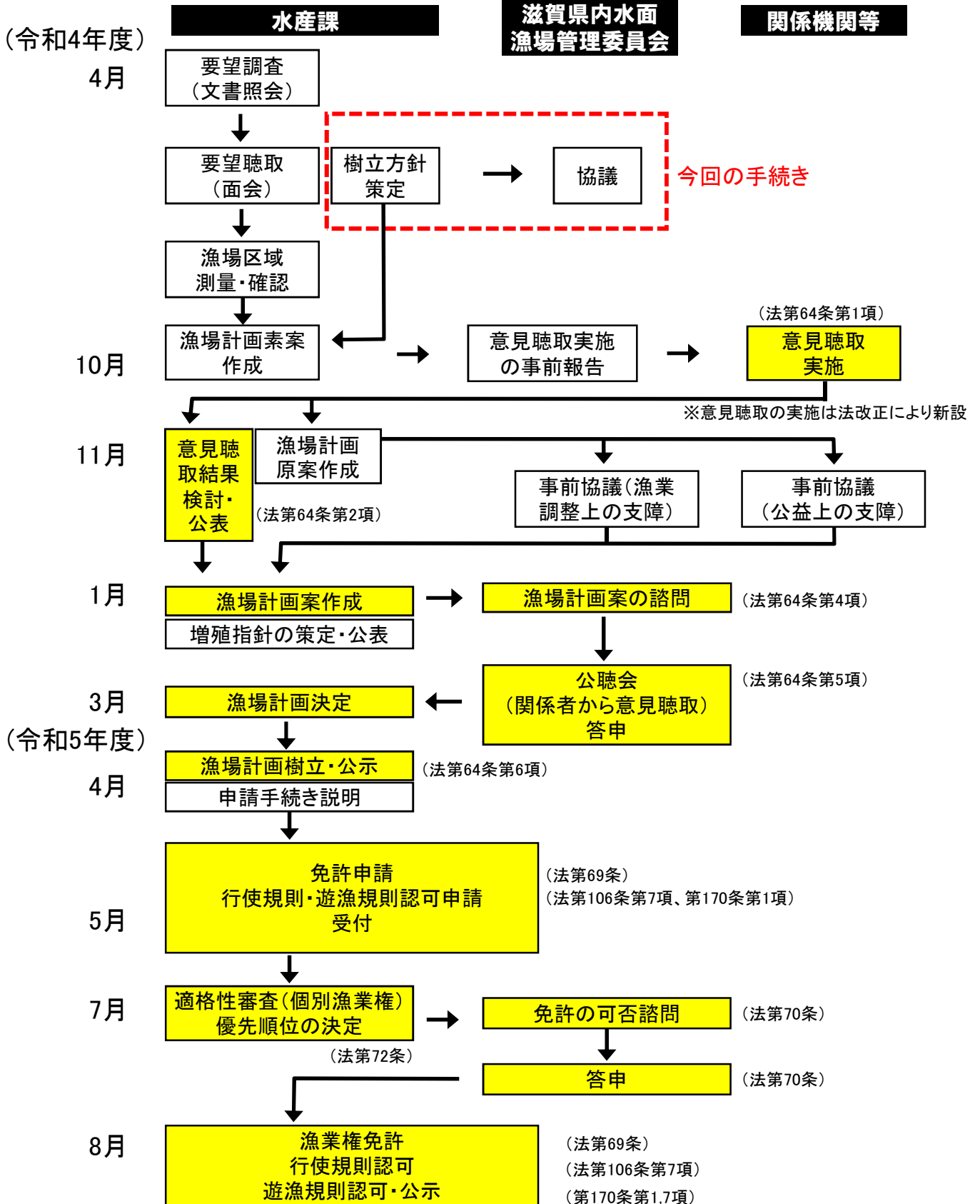


令和5年(2023年)の漁業権一斉切替スケジュール

法定
手続

その他
手続

琵琶湖海区
漁業調整委員会
滋賀県内水面
漁場管理委員会



※スケジュールは目安です。漁業調整その他の事情により変更となる事があります。

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・ 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・ TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・ 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・ 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・ 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・ 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・ 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・ 知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・ 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・ 漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・ 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮。

（5）その他

- ・ 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・ 密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

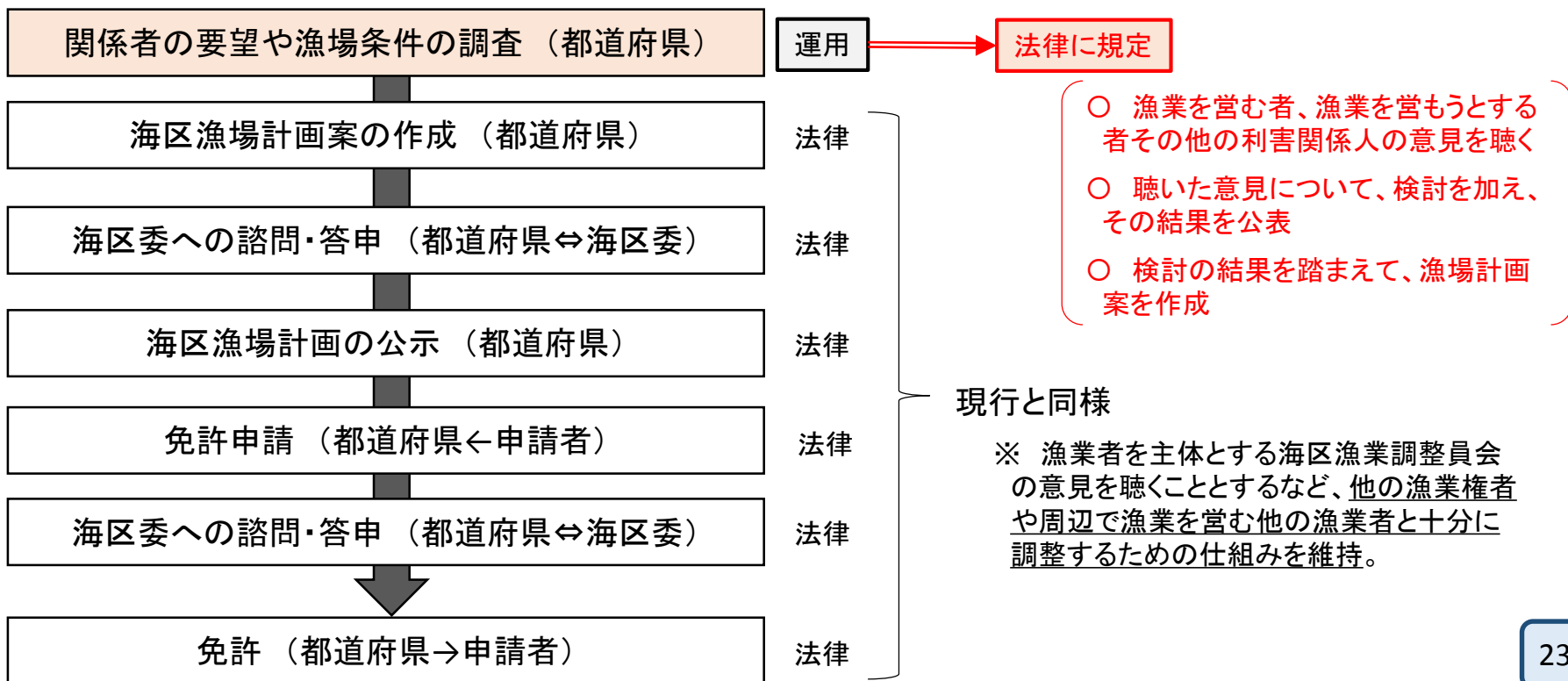
水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

海面利用制度③（免許までのプロセスの見直し）

- 都道府県は、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、漁業権の免許に先立って、事前に免許の内容等（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等）を定めた計画（いわゆる「漁場計画」）案を策定。
- 都道府県は、あらかじめ、その必要と考える範囲の関係者（地元漁業者など）から要望を聴いた上で、計画案を策定。その後、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスを透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。（第64条）

免許のプロセスに係る変更点

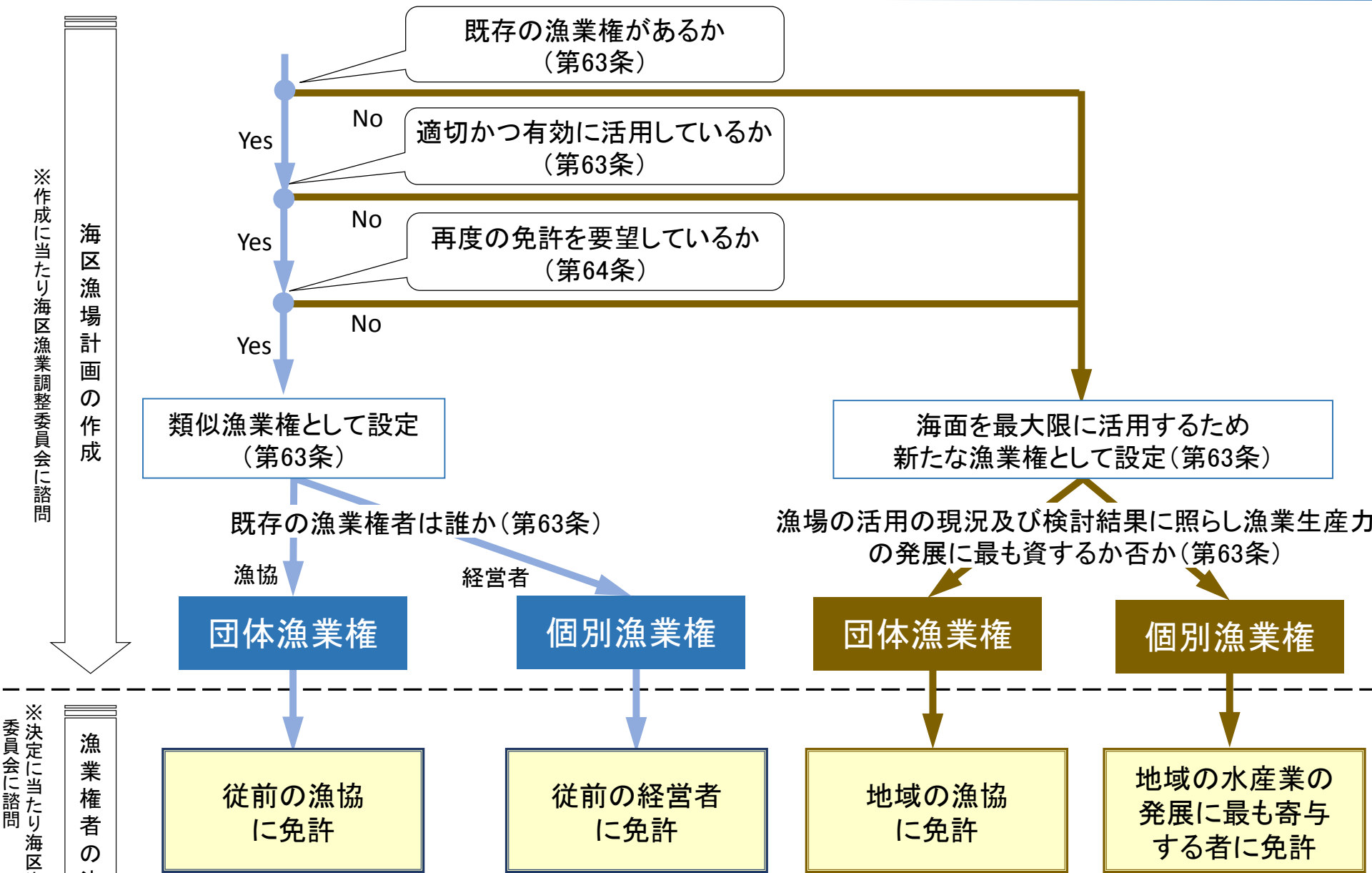


海面利用制度④（免許の優先順位の見直し）

- 従来は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 本制度は、自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 今後は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。（第73条）

	従 来	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁 業 者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
区画漁業権	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	団体漁業権 : 漁協(管理) 個別漁業権 : 漁 業 者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。

海面利用制度⑤（区画漁業権の設定・免許の流れ）



※作成に当たり海区漁業調整委員会に諮問

海区漁場計画の作成

※決定に当たり海区漁業調整委員会に諮問

漁業権者の決定

漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保等の観点から判断
 (※生産量や雇用者数のみで判断しない)